

原田地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は原田地区まちづくり協議会と称し、事務局を原田まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 原田地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会の委員は、町内会長、生涯学習推進会並びに各種団体長、各種団体経験者等を持つて構成する。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 部門副担当4名
- (4) 部会長7名
- (5) 会 計2名
- (6) 監 事2名
- (7) 相談役若干名

(役員の選任)

第6条 この会の役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長は役員会で推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 副会長、事務局及び会計は会長が推薦し、役員会・総会の承認を受ける。
- (3) 部門副担当及び部会長は会長、副会長が推薦し、役員会・総会の承認を受ける。
- (4) 副部会長は部会員の互選により選出する。
- (5) 相談役は直前会長を選出する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。各部門を統括する。
- (3)部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4)会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (5)監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
再任は妨げない。

第3章 部会

(部会)

第9条 本会に次の表の左欄に掲げる部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。

部 会	団 体 等
防災部会	連合町内会、自主防災会、原田水防団、消防第7分団、
福祉部会	福祉推進会、悠容クラブ、女性の会、民生委員児童委員、保護司会、鑑石園、市民ふれあいバンク、吉原中部地域包括支援センター
文化広報部会	生涯学習推進会文化広報部、豊友会、原田ふるさと愛好会、市職員原田地区まちづくり担当班
青少年育成部会	生涯学習推進会青少年育成部、青少年指導員、子ども会育成会、原田小PTA、吉原三中PTA、絵本のへや、原田幼稚園PTA、原田清流子供太鼓、
生活安全部会	生涯学習推進会生活安全部、交通安全指導員、交通安全協会原田分会、原田地区地域安全協議会
体育保健部会	生涯学習推進会体育保健部、健康推進員、スポーツ推進員
環境・美化部会	花の会、緑化指導員、湧水クラブ、滝川水利環境委員会
オブザーバー	市議会議員、原田小学校、吉原第三中学校、原田幼稚園、第三保育園、富士市農協原田支店

2 部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、役員及び委員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第11条 総会は、次の事項を決議する。
- (1)事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
 - (2)原田地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項
 - (3)役員(部会長を除く)の選任に関する事項
 - (4)規約の変更に関する事項

(5) その他の重要事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決)

第14条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第15条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 部門副担当

(4) 会計

(5) 部会長

(6) 運営委員15名以内

(7) 市職員地区班長

(8) 相談役

(役員会の機能)

第16条 役員会は、次の事項を決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

第6章 会議の議事録

(会議の議事録)

第17条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表者の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及び予算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第9章 雜則

(情報の公開)

第23条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、平成28年 5月21日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、平成30年 5月19日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、令和元年 5月 17 日から施行する。